

社会福祉法人市原寮役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人市原寮（以下「法人」という。）の役員等の報酬について必要なことを定める。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

2 報酬とは、月額給与、手当、日当、交通費、宿泊料、資料代及び会議参加費等で、役員等が法人の業務に従事する場合に支給する金品をいう。

(報酬額)

第3条 報酬額は、次のとおりとする。

(1) 月額給与

ア 法人就業規則に即して常時勤務する場合の月額給与等は、法人給与等支給規程に基づいて支給しなければならない。

イ 前号によらないで勤務する場合の給与は、理事長が評議員会の承認を得て支給する。

(2) 法人が行なう業務（会議・研修等）の手当額は、1日20,000円とする。

(3) 出張の日当額は、1日について30,000円以内（半日15,000円以内）とし、交通費、宿泊料及び資料代等の会議等参加費は、その実額を別に算定する。

(支給)

第4条 会議、研修、見学、要請、陳情及び関係機関等からの指示への対応等のための報酬は、前渡できる。ただし、前渡した経費は精算しなければならない。

附則 この規程は、平成11年3月13日から施行する。

この規程は、平成13年2月24日改正し、平成13年2月24日から施行する。

この規程は、平成17年3月26日改正し、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日改正し、平成29年6月17日から施行する。